

徴収猶予特例のQ & A

Q フリーランスやパート、アルバイトも特例の対象になりますか？

A 収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 既に納期限を過ぎている場合、特例の利用は可能ですか？

A 令和2年2月1日以降の納期限であって既に納期限が過ぎている場合、改正法施行日から2か月以内に申請すれば、特例の対象になります。これより、納期限から1年間は延滞金なしで猶予ができるようになります。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか？

A 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入など）を指します。ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 前年の月別収入が不明の場合はどうすればいいですか？

A 当年の月別収入が分かるが、前年の月別収入が不明の場合は、次のようにお考えください。

- ・年間収入をあん分した額（平均収入）と比較
- ・事業開始後1年を経過していなければ令和2年1月までの任意の期間との比較

Q 対象期間の損益が黒字でも、特例の利用はできますか？

A 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば利用できます。

Q 猶予が許可されたら後はどうなりますか？

A 市から「徴収猶予許可通知書」が郵送されます。猶予期間中に猶予に係る市税を事業の状況に応じて計画的に納付していただくことになります。

Q 猶予が不許可の場合はどうなりますか？

A 市から「徴収猶予不許可通知書」が郵送されます。納期限が過ぎたものについては、すみやかに納付してください。納期限到来前のものは、通常の納期限までに納付してください。

Q 申請できる市税と申請期限について詳しく知りたいです。

A 下の表を参考にしてください。

※各税目の納税通知書で期別や納期限を確認できます。

納期限が令和2年2月1日から令和2年6月30日までのもの	申請期限
平成31年度固定資産税・都市計画税 第4期 平成31年度国民健康保険税 第8期 令和2年度市県民税 第1期 令和2年度固定資産税・都市計画税 第1期 令和2年度軽自動車税 平成31年度市県民税特別徴収 1月期～5月期	令和2年 6月30日

納期限が令和2年7月1日から令和3年2月1日	申請期限
令和2年度市県民税 第2期 第3期 第4期 令和2年度固定資産税・都市計画税 第2期 第3期 令和2年度国民健康保険税 第1期～第7期 令和2年度市県民税特別徴収 6月期～12月期	各期の 納期限

令和2年9月4日に公布された「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）」の一部の規定が同日施行されたことにより、「令和3年1月31日まで」が「令和3年2月1日まで」に改められました。よって、令和2年度市県民税（普通徴収分）第4期、令和2年度国民健康保険税第7期も対象になりました。